

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
令和6年度 第1回理事会 議事録

理事会の決議があったものとみなされた日 令和6年4月1日

理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者 常務理事 黒田 徹

議事録作成に係る職務を行った理事 常務理事 黒田 徹

理事総数 7名

監事総数 2名

(理事会の決議の目的である事項)

- 第1号議案 会長の選定について
- 第2号議案 業務執行理事の選定について
- 第3号議案 常務理事の業務分担について
- 第4号議案 代表理事の報酬額の変更について

(理事会へ報告を要する事項)

令和5年度第3回評議員会決議事項について

令和6年4月1日、常務理事黒田徹が、理事の全員及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発し、当該提案につき令和6年4月1日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事全員から書面により異議がないとの意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第197条により準用された同法第96条(定款第34条第2項)に基づく理事会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会への報告並びに決議があったとみなされた事項を明確にするため、本議事録を作成し、本事項を提案した理事及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、次に記名押印する。

令和6年4月1日

常務理事 黒田 徹



令和6年度第1回理事会 議案書

本書は原本と相違ないことを証明する。

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会
会長 長 田 淳



公益財団法人 とうべ市民福祉振興協会

第1号議案

会長の選定について

令和6年4月1日付で選任された以下の理事について、会長に選定する。

役 職	理 事
会 長	長 田 淳

任期：選任日から令和7年度定時評議員会終結の時まで

第2号議案

業務執行理事の選定について

令和6年4月1日付で選任された以下の理事について、業務執行理事に選定する。

役 職	理 事
常務理事	仲 田 篤 司

任期：選任日から令和7年度定時評議員会終結の時まで

第3号議案

常務理事の業務分担について

業務執行理事職務分担規程第4条第4項に基づき、常務理事の業務の分担を下記のとおり定める。

常務理事	業務分担
仲 田 篤 司	経営管理課、事業課、調査指導課の統括及びその業務の執行
黒 田 徹	シルバーカレッジ事務局の統括及びその業務の執行

第4号議案

代表理事の報酬額の変更について

令和6年4月1日付会長交代に伴い、役員等の報酬及び費用に関する規程第3条第1項の規定に基づき代表理事の報酬額を次のとおり変更する。

現 行		変更案	
現職名	年間報酬	現職名	年間報酬
会 長	7,000,000 円	会 長	9,600,000 円
副 会 長	円	副 会 長	円
常務理事	6,600,000 円	常務理事	6,600,000 円
(令和元年6月27日施行)		(令和6年4月1日施行)	

報告事項

令和5年度第3回評議員会決議事項について

令和6年3月28日、代表理事(会長)山本泰生が、評議員の全員に対して、評議員会の決議の目的である下記の事項について提案書を発し、当該提案につき令和6年3月31日までに評議員の全員から書面により同意の意思表示を得たので、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第194条第1項(定款第19条第4項)に基づく評議員会の決議の省略の方法により、当該提案を承認可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた。

第1号議案 理事の選任について

令和6年3月31日付で以下の理事が辞任することに伴い、後任の理事の選任を行う。

辞任する理事	後任の理事
山 本 泰 生	長 田 淳
三 浦 久 美 子	仲 田 篤 司
大 寺 直 秀	荒 牧 重 孝

※長田氏、神戸市教育長退職(令和6年3月28日時点)。

※仲田氏、神戸市子ども家庭局子ども企画課長(令和6年3月28日時点)。

※荒牧氏、一財)神戸在宅医療・介護推進財団経営企画部長(令和6年3月28日時点)。

任期：長田氏の任期は山本理事の任期を、仲田氏の任期は三浦理事の任期を、荒牧氏の任期は大寺理事の任期を、それぞれ引継ぎ就任時より令和7年度定時評議員会終結まで。

第2号議案 監事の選任について

令和6年3月31日付で以下の監事が辞任することに伴い、後任の監事の選任を行う。

辞任する監事	後任の監事
酒井 俊	中村 浩一郎

中村氏、株式会社三井住友銀行公務法人営業第二部長(令和6年4月1日就任予定)

任期：中村氏の任期は酒井監事の任期を引継ぎ、就任時より令和7年度定時評議員会終結まで。

第3号議案 役員等の報酬及び費用に関する規程の変更について

「定款」第15条第1項第2号の規定に基づき、「役員等の報酬及び費用に関する規程」第3条第1項を変更する。

役員等の報酬及び費用に関する規程

現 行	変更案
第1条 略	第1条 略
第2条 略	第2条 略
(報酬の支給)	(報酬の支給)
第3条 代表理事及び常勤理事に対する報酬の総額は年額1,800万円の範囲内とし、各理事に対する報酬額は年額800万円の範囲内において、理事会で定めるものとする。ただし、常勤理事のうち、神戸市から派遣された職員については報酬を支給しない。	第3条 代表理事及び常勤理事に対する報酬の総額は年額1,800万円の範囲内とし、各理事に対する報酬額は年額960万円の範囲内において、理事会で定めるものとする。ただし、常勤理事のうち、神戸市から派遣された職員については報酬を支給しない。
2 略	2 略
3 略	3 略
4 略	4 略
5 略	5 略
第4条～第7条 略	第4条～第7条 略
	附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。